

学校法人玉手山学園 行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和12年7月31日 までの5年間

2. 内容

目標1：男女共に育児休業等の取得率を以下の目標値以上とする。

男性教職員：取得率 50%以上

女性教職員：取得率 80%以上

<対策>

- ・ 令和7年8月～ 教職員に対して育児に関する制度の周知と、対象教職員への情報提供を行う
- ・ 令和8年4月～ 各所属において育児休業等を取得しやすい環境作りを行う

目標2：専任教職員における各月の時間外労働平均時間を10時間以内とする。

<対策>

- ・ 令和7年8月～ 定期的に時間外労働の状況把握を行う
- ・ 令和8年4月～ 役員・管理職へ時間外労働の情報提供を行う

以上